

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 5 回 総 会

令和 3 年 7 月 9 日

第5回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月9日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席農業委員)

委 員	1 番	原田 稔夫
委 員	2 番	西垣戸 勝
委 員	3 番	岡田 住夫
委 員	4 番	山門 克明
委 員	5 番	西 厚
委 員	6 番	島田 勝好
会 長	7 番	栗原 清志
委 員	8 番	西久保 貞俊
委 員	9 番	山口 政高
委 員	10 番	橋本 和子
委 員	11 番	福岡 淳史
委 員	12 番	福山 康子
委 員	13 番	栗須 幹生
副会長	14 番	大江 文章

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	岩本 功二
委 員	辻本 浩規

(事務局)

事務局長	福岡 稔雄
農政係長	鈴木 健
係	竹原 千名

会議次第

1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

2 非農地証明願いについて

その他 1 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に
ついて

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、14名であります。なお、推進委員の方には2名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第5回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、10番橋本委員、11番福岡委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいただきます。事務局。

事務局 第5回総会総括表、3条所有権の移転は2件で、畑2, 876㎡、計2, 876㎡でございます。5条所有権の移転は1件で、畑357㎡、計357㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は2件で、田5, 079.06㎡、計5, 079.06㎡でございます。非農地証明願いは1件で、畑80㎡、計80㎡でございます。合計は6件で、田5, 079.06㎡、畑3, 313㎡で総合計は8, 392.06㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

事務局 1番、井戸町字東■■■■番■■■、台帳田、現況畑、面積909㎡ほか計2筆、1, 219㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。理由は、耕作が困難ということでございます。譲受人は、井戸町■■■■さん。所有面積は0a、耕作面積は29aです。農作業歴は、1年6か月です。通作距離又は時間は、自宅から車で2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、野菜・果樹栽培をするということでございます。

2番、育生町尾川字木屋元■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積1, 657㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。理由は、農地を農業経営者に譲渡したいということでございます。譲受人は、育生町長井■■■■さ

ん。所有面積は815a、耕作面積は725.6aです。農作業歴は、45年です。通作距離又は時間は、自宅より1.5kmです。世帯員等従事者は2人です。理由は、農業経営規模拡大、水稻栽培をするということでございます。

第1号議案の1番2番については、申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。尚、2番についてですが平成31年2月8日総会の承認事項で貸渡人■■■■さん、借受人■■■■さんで3年間の使用貸借契約を承認されたものでしたが、令和3年6月7日双方より解約届が提出されているものであります。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、井戸町担当お願いいたします。

2番（西垣戸委員） 2番西垣戸です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人の■■■■氏は高齢になり自宅から離れた農地の耕作が困難になってきており、規模を縮小したいということです。譲受人の■■■■氏は先月の6月総会において承認事項農業経営基盤強化促進法による利用権の設定で農地の借受けを5年間行った方でもあり、農業新規参入者ということである6月30日に熊野市文化交流センターへ来ていただき、農地部会長、中立委員、事務局そして私で営農計画、耕作意欲、世帯員構成、所有農機具などの聴き取り調査を行いました。譲受人は現在美容院を営んでおり農業経験も少なくまた、農機具もまだまだ不十分かと思いますが、友人知人等の指導援助を受けながら耕作を行っていくとのこと。収穫した野菜銀杏などは事業での贈答品に活用していきたいとも話をしており、地元委員としては兼業農家になりますが耕作意欲がある農業者が増え、かつ耕作放棄地の解消にもなっていくしますので、長い目で見守ってあげたいと思いますので、よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 2番について、育生町担当委員お願いします。

辻本推進委員 推進委員の辻本です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。申請の理由は先ほど事務局から説明のあったとおりで場所は■■■■の市道を■■■■

■方面へ■の前を200mほど進んだ左手の橋を渡った橋の下にあります。譲受人の■さんの自宅より車で約5分くらいの場所にあります。譲渡人の■さんは育生町出身で現在井戸町に住んでおられて、10数年前に農業をやめており、以前は他の方に耕作してもらっていましたが、数年前から譲受人の■さんに耕作してもらっており、現在に至っております。また、譲受人の■さんは水稲90a耕作しており農機具もすべて整っており、この案件につきましては、地元推進委員として何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

事務局（農政係長） 議長。

議長 事務局。

事務局（農政係長） 第1号議案の2番について補足説明をさせていただきます。育生町尾川字木屋元■番については令和3年1月8日総会で井戸町■さんから圃場整備施工承認申請の承認がされております。この案件についての承認は承継されるものとなります。以上でございます。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字平ラ■番、台帳畑、現況休耕、面積357㎡でございます。譲渡人は、久生屋町■さん。譲受人は岐阜県岐阜市■さん、転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で宅地333.

88㎡と一体利用し、ソーラーパネル2基、発電出力49.5キロワット、設置面積495.72㎡、太陽光設備設置割合71.75%、事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、隣接農地所有者の同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番については申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案の説明について地元委員さんからの説明をお願いします。農地転用許可申請の1番について有馬町担当委員をお願いします。

3番（岡田委員） 3番岡田です。

第2号議案の所有権移転の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局の説明のあったとおりで、太陽光発電施設であります。譲渡人は久生屋町■■■■さん。譲受人は岐阜県岐阜市■■■■さん。請負業者は愛知県名古屋市にあります。現地は、案内図にありますように、311号線金山方面の■■■■交差点を右折して約50mくらいのところにあります。周囲は民家が近くにありますが業者の方には住民の意見を十分に聞いて配慮してくださいとお願いしました。そしていつものことですが、草の管理も十分お願いしますと伝えました。地元委員としてはなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

先ほど地元農業委員から説明のとおり6月30日に現地調査を行い、太陽光発電につきましては地元委員の言われたとおりで何ら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字仲沖■■■■番■■、台帳田、現況畑、面積373㎡ほか計3筆2,155.06㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということでございます。

2番、有馬町字佃■■■■番■■、台帳田、現況田、面積1,127㎡ほか計3筆2,925㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、和歌山県新宮市■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということでございます。

承認事項1の1番2番については、いずれも農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番2番について、有馬町担当委員お願いいたします。

岩本推進委員 推進委員の岩本です。

承認事項1の1番2番について説明させていただきます。承認事項1の1番2番につきましては再設定ということでございますので、何ら問題はないかと思っております。よろしくお願い致します。場所は1番につきましては■■■■から南の方向に携帯電話の基地局がありますがその横になります。2番

につきましては有馬の[]から北東方向の[]の横でございます。よろしくお願い致します。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字裏地[]番[]、台帳畑、現況宅地、面積80㎡でございます。出願者は、神奈川県横浜市[]さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和53年に車庫を建築したということです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、昭和54年撮影の航空写真、建物配置図、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町担当お願いいたします。

4番(山門委員) 4番山門です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。現地は有馬町裏地[][]地内で[]より西側に約300mの場所で、周囲は住宅が立ち並んでおります。車庫を建築してから43年経過しており地元委員として何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認について

は特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。次にその他の事項で令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。事務局から説明をいたさせます。

事務局（農政係長） 事務局です。お手元に配布させていただいております、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の説明をさせていただきます。これは、平成21年1月23日付で農林水産省から発せられた「農業委員会の適正な事務実施」通知により、農業委員会の事務の透明性、公平性を確保すること及び農業委員会が行っている活動の理解促進を図っていくため年度ごとに活動計画を策定し公表することとされたものでございます。

本日、委員の皆様の承認を得たうえで、熊野市農業委員会の令和2年度の点検評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画として、県経由で農林水産省へ提出するとともに市のホームページで公表したいと思っております。

6月の総会時に配布させていただいた活動計画の点検評価案と目標及活動計画案については、6月11日から6月30日まで、市のホームページにも掲載して地域の農業者や市民の方から意見等の募集を行いました。特に意見もございませんでした。内容について、簡単に説明させていただきます。まず、令和2年度の点検評価については、1ページに農業委員会の状況、農業の概要・農業委員会の体制2ページには担い手への農地の利用集積・集約化の状況3ページには新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について4

ページには遊休農地に関する措置に関する評価で遊休農地の面積や解消実績が記載しております。5ページについては違反転用への適正な対応6ページ、7ページには、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検を記載して、農地法3条、農地転用に関する事務の件数及び農地所有適格法人からの報告、利用権の設定件数を記載しております。8ページには地域農業者等からの主な意見、事務の実施状況の公表等に関する事項となっております。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございますが1ページに農業委員会の状況、農業の概要・農業委員会の体制次の2ページには担い手への農地の利用集積・集約化の状況と新たに農業経営を営もうとする者の参入促進3ページに遊休農地に関する措置、違反転用への適正な対応の計画を記載しております。目標、活動計画の実施にあたっては、市の農林業振興課、各関係団体とも連携しながら実施していきたいと思っております。

令和2年度目標及び活動計画の点検評価、令和3年度目標、活動計画につきまして委員の皆様のご承認をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ご意見がなければ、ご承認を頂きたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、事務局から提出された令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、ここで事務局から報告がございます。事務局。

事務局(農政係長) はい。事務局です。私から1点報告させていただきます。

お手元に配布させていただいております、農地利用最適化指針についてですが、農業委員会法第7条第1項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、地域の農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針を定めるように努めることとなっており、3年前に指針を策定し

ました。この指針は3年ごとに見直すこととなっております。指針の主な内容は、3つの項目の数値目標を明確に定めることとしており、1つ目は担い手への農地利用の集積面積、2つ目は遊休農地の解消面積、3つ目は新規参入者の確保数で、その目標にむけた農地所有者等の意向調査や地域の話し合い活動の参加など具体的な推進方法定めております。また、指針を策定または変更を行うときは、農業委員会は推進委員の意見を聞くことが義務付けられており、先月6月24日の第1回農地利用最適化推進会議で推進委員にお配りし、指針についての意見を求めています。委員の方へも一度ご覧になって頂き、8月の総会で提案し、推進委員の意見を報告したうえで、ご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。指針の内容について委員さんの意見等ございましたら、事務局までご連絡をお願いします。私からは以上でございます。

事務局（事務局長）

次回、8月の現地調査は、7月30日、金曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしくお願いいたします。

また、次回の総会は、8月10日、火曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。総会までに総会開催文書と事項書を送付させていただきますので当日にご持参いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第5回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

（閉会 午前10時00分）